大津市公衆浴場経営安定化対策費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和５６年法律第６８号）第６条の規定に基づき、地域住民にとって保健衛生上欠くことのできない公衆浴場の経営安定と、存続が困難な公衆浴場の自立を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象等）

第２条　この要綱による大津市公衆浴場経営安定化対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、公衆浴場法（昭和２３年法律第１３９号）第２条第１項の規定による許可を受けて市内で公衆浴場（物価統制令（昭和２１年勅令第１１８号）第４条の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものに限る。）を経営する者であって、次の各号のいずれにも該当するもののうち、当該年度において引き続き営業するものとする。ただし、特別の理由なく連続して１か月以上休業するものを除く。

⑴　資本金の額若しくは出資の総額が１０，０００，０００円以下の会社又は常時使用する従業員の数が３０人以下の会社若しくは個人であること。

⑵　その発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の２分の１以上に相当する数又は額の株式又は出資を中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第１項に規定する中小企業者以外の者が単独に所有するものでないこと。

⑶　直近１か年の純利益が２０，０００，０００円を超えていないこと。

２　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は当該年度における作り湯（浴場の営業に要する湯をいう。以下同じ。）に必要な経費（燃料費及び用水費に限る。）とし、補助金の額は補助対象経費に２分の１を乗じて得た額とする。ただし、その額が４００，０００円を超えるときは、４００，０００円とする。

（交付申請書）

第３条　大津市補助金等交付規則（平成１０年規則第３２号。以下「規則」という。）第４条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、公衆浴場経営安定化対策費補助金交付申請書（様式第１号）とする。

２　前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　事業計画書（様式第２号）

⑵　その他市長が必要とする書類

（決定通知書）

第４条　規則第７条第１項の規定による通知は、公衆浴場経営安定化対策費補助金交付決定通知書（様式第３号）により行うものとする。

２　規則第７条第２項の規定による通知は、公衆浴場経営安定化対策費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第４号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第５条　規則第９条第５項の規定による通知は、公衆浴場経営安定化対策費補助金交付決定取消通知書（様式第５号）又は公衆浴場経営安定化対策費補助金交付決定変更通知書（様式第６号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等）

第６条　規則第６条第１項第１号の市長の定める軽微な変更は、補助対象経費の増額又は２０パーセント以上の減額を伴う変更以外の変更とする。

２　規則第１３条第１項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、公衆浴場経営安定化対策費補助事業変更承認申請書（様式第７号）又は公衆浴場経営安定化対策費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第８号）とする。

３　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　変更事業計画書（様式第２号に準じたものとすること。）

⑵　その他市長が必要とする書類

（承認通知書等）

第７条　規則第１３条第２項の規定による通知は、公衆浴場経営安定化対策費補助事業変更承認通知書（様式第９号）若しくは公衆浴場経営安定化対策費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第１０号）又は公衆浴場経営安定化対策費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第１１号）若しくは公衆浴場経営安定化対策費補助事業中止（廃止）申請棄却（却下）決定通知書（様式第１２号）により行うものとする。

（実績報告書）

第８条　規則第１４条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、公衆浴場経営安定化対策費補助事業実績報告書（様式第１３号）とする。

２　前項の実績報告書には、領収書その他の作り湯に要した費用の額が記載された書類の写しその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（確定通知書）

第９条　規則第１５条の規定による通知は、公衆浴場経営安定化対策費補助金確定通知書（様式第１４号）により行うものとする。

（交付請求書）

第１０条　規則第１８条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、公衆浴場経営安定化対策費補助金交付請求書（様式第１５号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第１１条　規則第１８条第２項において準用する同条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、公衆浴場経営安定化対策費補助金交付請求書（様式第１６号）とする。

（取消通知書）

第１２条　規則第１９条第４項による通知は、公衆浴場経営安定化対策費補助金交付決定取消通知書（様式第１７号）により行うものとする。

（返還通知書）

第１３条　規則第２０条第１項の規定による返還の命令は、公衆浴場経営安定化対策費補助金返還通知書（様式第１８号）により行うものとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

（大津市公衆浴場経営安定化対策費補助金交付要綱の廃止）

２　大津市公衆浴場経営安定化対策費補助金交付要綱（昭和５８年６月１０日制定）は、廃止する。

（平成２６年度から平成２８年度までにおける補助率の特例）

３　平成２６年度から平成２８年度までの各年度における第２条第２項の規定の適用については、同項中「２分の１」とあるのは、「３分の２」とする。

（この要綱の失効等）

４　この要綱は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。

５　前項の規定にかかわらず、市長は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の改廃があったときは、その内容を踏まえ、速やかに、補助金の見直しその他の必要な措置

を講ずるものとする。

附　則

この要綱は、平成１２年６月２０日から施行し、平成１２年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１４年１２月２５日から施行し、平成１４年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行し、平成２６年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成３１年３月３１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年６月１日から施行し、令和５年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年３月３１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）

大津市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は法人名

（法人の場合は代表者名）

大津市補助金等交付規則第４条第１項の規定により、公衆浴場経営安定化対策費補助金の交付について次のとおり別添関係書類を添えて申請します。

交 付 申 請 金 額　　円

様式第２号（第３条関係）

事　業　計　画　書

１　交付対象公衆浴場名

２　所　　在　　地

３　経営者（法人の場合は代表者）

４　月別営業計画書

月　別	営業日数	備　　考	月　別	営業日数	備　　考
４月	日		１０月	日	
５月	日		１１月	日	
６月	日		１２月	日	
７月	日		１月	日	
８月	日		２月	日	
９月	日		３月	日	
			計	日	

（　　月以降は予定とする。）

５　入浴料金

大　人（１２歳以上の者）　　円

中　人（６歳以上１２歳未満）　　円

小　人（６歳未満）　　円

洗　髪

６　その他

様

式第３号（第４条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金交付決定通知書

大　　第　　号

年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった公衆浴場経営安定化対策費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第７条第１項の規定により通知します。

補　助　年　度	年度
交 付 決 定 金 額	円
交　付　条　件	⑴　大津市補助金等交付規則及び大津市公衆浴場経営安定化対策費補助金交付要綱の規定を遵守すること。 ⑵　補助事業等の内容の変更等をする場合は、公衆浴場経営安定化対策費補助事業変更承認申請書（様式第７号）又は公衆浴場経営安定化対策費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第８号）を提出し、市長の承認を受けること。

様式第４号（第４条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大　　第　　号

年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった公衆浴場経営安定化対策費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第７条第２項の規定により通知します。

補　助　年　度	年度
交 付 決 定 金 額	円
交付しないことと決定した理由	

様式第５号（第５条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金交付決定取消通知書

大　　第　　号

年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け大　　第　　号で交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第９条第５項の規定により通知します。

補　助　年　度	年度
交付決定金額	円
取　消　金　額	円
取消後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

様式第６号（第５条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金交付決定変更通知書

大　　第　　号

年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け大　　第　　号で交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第９条第５項の規定により通知します。

補　助　年　度	年度
交付決定金額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

様式第７号（第６条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助事業変更承認申請書

年　　月　　日

（宛先）

大津市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は法人名

（法人の場合は代表者名）

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定のあった公衆浴場経営安定化対策費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第１３条第１項の規定により次のとおり申請します。

補　助　年　度	年度
補助事業の変更の内容	
変更をする理由	
変更の年月日	年　　月　　日
添　付　書　類	

様式第８号（第６条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助事業中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日

（宛先）

大津市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は法人名

（法人の場合は代表者名）

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定のあった公衆浴場経営安定化対策費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第１３条第１項の規定により次のとおり申請します。

補　助　年　度	年度
中止（廃止）する理由	
変 更 の 年 月 日	年　　月　　日
添　付　書　類	

様式第９号（第７条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助事業変更承認決定通知書

大　　第　　号

年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第１３条第２項の規定により通知します。

補　助　年　度	年度
承認した変更内容	
承　認　年　月　日	年　　月　　日

様式第１０号（第７条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大　　第　　号

年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第１３条第２項の規定により通知します。

補　助　年　度	年度
中止（廃止）の承認年月日	年　　月　　日

様式第１１号（第７条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大　　第　　号

年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第１３条第２項の規定により通知します。

補　助　年　度	年度
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第１２号（第７条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助事業中止（廃止）申請棄却（却下）決定通知書

大　　第　　号

年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第１３条第２項の規定により通知します。

補　助　年　度	年度
承認しないことと決定した理由	

様式第１３号（第８条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助事業実績報告書

年　　月　　日

（宛先）

大津市長

補助事業者　住所又は所在地

氏名又は法人名

（法人の場合は代表者名）

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定のあった公衆浴場経営安定化対策費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第１４条の規定により次のとおり報告します。

１　交 付 決 定 金 額　　円

２　補助金の既交付金額　　円

３　事 業 実 績 調 書

月　別	営業日数	備　　考	月　別	営業日数	備　　考
４月			１０月		
５月			１１月		
６月			１２月		
７月			１月		
８月			２月		
９月			３月		
			計		

４　入　浴　料　金　大人　　円、中人　　円、小人　　円、洗髪料　　円

５　その他　領収書等事業経費の分かる書類

様式第１４号（第９条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金確定通知書

大　　第　　号

年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第１５条の規定により通知します。

補　助　年　度	年度
交付決定金額	円
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	円
交付確定金額	円

様式第１５号（第１０条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金交付請求書

年　　月　　日

（宛先）

大津市長

補助事業者　住所又は所在地

氏名又は法人名　　㊞

（法人の場合は代表者名）

年　　月　　日付け大　　第　　号で交付の確定のあった公衆浴場経営安定化対策費補助金について、大津市補助金等交付規則第１８条第１項の規定により次のとおり請求します。

<table>
<tr><td colspan="2">補　助　年　度</td><td>年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付確定金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付請求金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">振込先機関</td><td>金融機関名</td><td>銀行・信用金庫　　支店</td></tr>
<tr><td>口座番号</td><td>普通・当座</td></tr>
<tr><td>口座名義</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">添　付　書　類</td><td></td></tr>
</table>

様式第１６号（第１１条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金交付請求書

年　　月　　日

（宛先）

大津市長

補助事業者　住所又は所在地

氏名又は法人名　　㊞

（法人の場合は代表者名）

年　　月　　日付け大　　第　　号で交付の決定のあった公衆浴場経営安定化対策費補助金について、大津市補助金等交付規則第１８条第２項の規定により次のとおり一括（分割）請求します。

補助年度		年度
交付決定金額		円
補助金を一括（分割）請求する理由		
補助金の既交付金額		円
交付請求金額		円
振込先機関	金融機関名	銀行・信用金庫　　支店
	口座番号	普通・当座
	口座名義	
添付書類		

様式第１７号（第１２条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金交付決定取消通知書

大　　第　　号

年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第１９条第４項の規定により通知します。

補助年度	年度
交付決定（確定）金額	円
取消金額	円
取消後の交付決定（確定）金額	円
取消しをした理由	

様式第１８号（第１３条関係）

公衆浴場経営安定化対策費補助金返還通知書

大　　第　　号

年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定をした公衆浴場経営安定化対策費補助金について、大津市補助金等交付規則第２０条第１項の規定により次のとおり返還を請求します。

返　　還　　金	円
返　還　理　由	
返　還　期　限	年　　月　　日まで
補　助　年　度	年度
交付決定金額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年　　月　　日
交付確定金額	円

（注）　別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第１９条第１項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。